

立候補届出についての注意

1 立候補の意義

公職選挙法（以下「法」という。）は、立候補制度をとっています。法令の定める手続によって候補者として届出又は推薦届出のあった者でないと、当選人となることができません。

2 候補者の資格条件

(1) 被選挙権があること（法第86条の8）

被選挙権のない者は、候補者となることができません。

ア 市長（法第10条）

被選挙権は、日本国民で、年齢満25年以上（選挙の期日により算定する。）の者で、次の欠格事項に該当しないことが要件となっています。

イ 市議会議員（法第10条）

被選挙権は、日本国民で、年齢満25年以上（選挙の期日により算定する。）で、引き続き3か月以上本市に住所を有する者で、次の欠格事項に該当しないことが要件となっています。

欠格事項

- 1 禁錮以上の刑に処せられその執行を終わるまでの者
- 2 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を受けることがなくなるまでの者（刑の執行猶予中の者を除く。）
- 3 公職にある間に犯した刑法第197条（収賄、受託収賄及び事前収賄罪）、同法第197条の2（第三者供賄罪）、同法第197条の3（加重収賄及び事後収賄罪）及び同法第197条の4（あっせん収賄罪）又は公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律第1条（公職者あっせん利得罪）の罪により刑に処せられ、その執行を終わり若しくはその執行の免除を受けた者でその執行を終わり若しくはその執行の免除を受けた日から5年を経過しないもの又はその刑の執行猶予中の者
- 4 法律の定めにより行われる選挙、投票、国民審査に関する犯罪により禁錮以上の刑に処せられその刑の執行猶予中の者
- 5 公職にある間に犯した上記3に規定する罪により刑に処せられ、その執行を終わり又はその執行の免除を受けた者でその執行を終わり又はその執行の免除を受けた日から5年を経過した者で、当該5年を経過した日から5年を経過しない者
- 6 公職選挙法の規定に違反して罰金以上の刑に処せられた者は、それぞれ罪の重さに応じて同法第252条の規定により選挙権及び被選挙権を停止されている期間中の者
- 7 政治資金規正法の規定に違反して罰金以上の刑に処せられた者は、それぞれの罪に応じた政治資金規正法第28条により選挙権及び被選挙権を停止されている期間中の者
- 8 地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律の規定に違反して罰金の刑に処せられ、それぞれの罪に応じ

て同法第 17 条の規定により選挙権及び被選挙権を停止されている期間中の者

(2) 連座に伴う立候補制限

法第 251 条の 2 及び同法第 251 条の 3 の規定により、選挙において候補者と一定の関係にある者が買収罪等の罪を犯し刑に処せられた場合、連座制が適用されない場合等を除き、5 年間、同じ選挙で、同じ選挙区から立候補することはできません。

(3) 公務員の立候補制限（法第 89 条及び法第 90 条）

国若しくは地方公共団体の公務員又は特定独立行政法人、特定地方独立行政法人の役員若しくは職員は、在職中、一部の者を除き候補者となることができません。これに該当する者が立候補した場合には、その届出の日に当該公務員を辞したものとみなされます。

(4) 選挙事務関係者の立候補制限（法第 88 条）

投票管理者、開票管理者及び選挙長は、在職中、その関係区域内で候補者となることができません。

(5) 重複立候補の禁止（法第 87 条）

一の選挙において候補者となった者は、同時に、他の選挙において候補者となることができません。

3 立候補の手続

(1) 候補者の届出（法第 86 条の 4 及び公職選挙法施行令（以下「令」という。）第 89 条）

届出に要する書類は次のとおりですから、記載上の注意及び別添の届出書類記載例を参照して間違いなく完全な書類を作成してください。

ア 候補者届出書

イ 供託証明書（選挙の告示前でも供託することができます。）

ウ 候補者となることができない者でない旨の宣誓書

エ 所属党派証明書（無所属の場合は不要です。）

オ 戸籍の謄本又は抄本（3 ヶ月以内に発行されたもの）

カ 通称認定申請書（立候補届出等の告示、新聞広告、投票記載所の氏名等の掲示などに氏名が記載され、又は使用される場合において、本名に代えて本名以外の呼称で本名に代わるものとして広く通用しているもの（「通称」という。）が記載され、

又は使用されることを求めようとする場合のみ必要です。)

(2) 届出の期間と届出先 (法第86条の4)

届出は、選挙の期日の告示があった日(4月14日(日))に、選挙長(市役所)に届け出る(郵送禁止)ことになっています。

なお、届出の受理は、午前8時30分から午後5時まで到着順に行いますが、午前8時30分までに到着した者が2人以上あるときはくじにより定めます。

また、前記の告示日に届出のあった候補者が、選挙すべき定数を超過している場合において、その日後に1人でも死亡し、又は候補者たることを辞したものとみなされたときは、補充立候補といってさらに4月18日(木)午後5時までに立候補の届出をすることができます。

(3) 届出文書の書き方

ア 候補者の氏名(令第89条第5項)

必ず戸籍簿に記載された候補者の氏名を正確に書いてください。なお、戸籍簿に記載された氏名に用いられている漢字のうち、常用漢字表に掲げる通用字体又は人名用漢字別表に掲げられている字体に対応するものがあれば、これらの表の相当する字体に更正して記載することは差し支えありません。

また、本名に代えて通称を用いることができますが、このためには、選挙長の認定を得るため、候補者届出書に「通称認定申請書」を添えるとともに、その呼称が「本名に代わるものとして広く通用しているものであることを説明し、かつ、そのことを証するに足りる資料」を提示しなければなりません。ただし、通称をかな書きとする場合は資料の提示は不要です。

イ 本籍、住所及び生年月日

被選挙権の有無の判定上必要がありますので、正確に書いてください。年齢は、令和6年4月21日(投票日)現在の満年齢を書いてください。

ウ 党派名(法第86条の4第3項及び令第89条第4項)

党派名は、候補者の所属する政党その他の政治団体の名称を記載し、二以上の政党その他の政治団体に所属するときは、いずれか一の政党その他の政治団体の名称を書いてください。なお、この名称は、所属党派証明書と一致するものでなくてはなりません。

また、名称が20字を超える場合は、字数20字以内の略称をあわせて書いてく

ださい。

エ 職業（令第89条第1項、地方自治法第92条及び同法第141条）

職業はなるべく詳細に書いてください。たとえば、単に「会社員」と書かないで、「〇〇会社社員」というように書いてください。また、兼職を禁止されている職にある者についてはその職名を、地方自治法第92条の2又は同法第142条に規定する本市と請負関係にある者については、その旨を記載してください。

(4) 届出文書の事前審査

立候補届出の際、届出文書に不備があると届出は受理されず、計画された選挙運動等に支障を生ずることになります。そこで、あらかじめ届出文書の事前審査を行いますので、**3月27日（水）から4月5日（金）までの間（土・日曜除く）**に事前審査を受けるようにしてください。事前審査は予約により受け付けますので、選挙管理委員会まで（電話0566-95-9868（直通））ご予約をお願いします。

4 立候補の効果（法第129条及び法第239条）

選挙運動は、立候補の届出が済んだときからできます。

届出前の選挙運動は、いわゆる事前運動として罰せられますのでご注意ください。

5 立候補の辞退（法第86条の4、法第91条、法第93条、令第89条及び令第91条）

候補者を辞退しようとするときは、立候補の届出日（4月14日午後5時まで）に文書で選挙長に届け出なければなりません。（届出日経過後は辞退できません。）なお、この場合、供託物は市に帰属します。

立候補の辞退とみなされる場合は、候補者が次の職に就いたときです。

- (1) 選挙事務関係者となったとき。
- (2) 立候補できない公務員となったとき。

この場合候補者は、直ちにその旨を選挙長に届け出ることが必要です。

6 立候補に伴うその他の届出（法第76条、法第130条、法第142条、法第180条、法第197条の2、令第108条及び令第129条）

立候補に関する手続は以上のとおりですが、そのほか立候補に伴ういろいろな手続が

下記のとおりありますので、あらかじめ準備しておいてください。

- (1) 出納責任者を選任したときは、直ちに選挙管理委員会に届け出ることが必要です。
- (2) 選挙事務所を設置したときは、直ちに選挙管理委員会に届け出ることが必要です。
- (3) 選挙事務員等の届出は、その者を使用する前に選挙管理委員会に届け出ることが必要です。

- (4) 選挙立会人（選挙に立ち会う者）の届出は、候補者が当該選挙区内の選挙人名簿に登録された者の中から選び、本人の承諾を得て（承諾書が必要）4月18日（木）の午後5時までに選挙長に届け出てください。

届出のあった立会人が10人を超えるときは、くじで10人を定めます。なお、同一政党に属する候補者から届け出た立会人は、くじで2人までに限定されます。

- (5) 選挙運動用ビラの届け出は、頒布しようとするビラの種類ごとに見本1枚を添付して届けてください。

7 選挙に関する諸届出等の時間（法第270条）

選挙に関する諸届出等の期日や時間は、公職選挙法の定めるところにより厳守しなければなりません。その時間は、土曜、日曜、祝祭日を問わず、選挙管理委員会、投票管理者、開票管理者、選挙長に対してする届出、請求、申出その他の行為は、午前8時30分から午後5時までの間にすることになっています。ご注意ください。